

一般事業主行動計画

スタッフが仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、以下の通り、行動計画を定める。

1. 行動計画期間 令和 7 年 12 月 1 日～ 令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の保険料免除など制度の周知や情報提供を行うことで、制度の利用促進を図り、将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指す。

<対策>

- 令和 7 年 12 月～ 育児休業取得促進を図り継続就業定着の為の制度の周知・啓発を実施するとともに、対象従業員に対する本人の希望及び社内制度の個別確認を行う

目標 2：スタッフ本人または配偶者の妊娠・出産等の予定や体調にあわせて勤務スケジュールの調整を行い、安心して出産を迎えられるよう配慮するとともにその後の復帰の支援も行う。

<対策>

- 令和 7 年 12 月～ 育休等取得支援、復帰支援計画の策定
該当スタッフ及び事業主、管理職により面談を行い、業務の整理・引継ぎ支援、休業中の情報・資料提供の計画をたてることで安心して休業に入れるよう支援する。
必要に応じて、休業取得経験者との面談も交えて、実体験に基づいた助言提供を行う。